

国会公契第 67 号  
令和 3 年 3 月 31 日

各 地 方 整 備 局 長 殿

大臣官房長  
(公印省略)

請負工事監督検査及び委託設計業務等調査検査に係る事務における  
押印省略に伴う通達改正について

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行う」とされていることを踏まえ、「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」（令和 2 年 12 月 23 日付け国官会第 19985 号、国営管第 390 号、国北予第 43 号）により押印の省略を可としているところであるが、既存の通知において押印を求めている規定を改めるため、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

(地方建設局請負工事監督検査事務処理要領の一部改正)

1 地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和 42 年 3 月 30 日付け建設省厚第 21 号）の一部を次のように改正する。

要領名を「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」に改める。

第 1 中「地方建設局」を「地方整備局」に、「建設省所管会計事務取扱規程（昭和 35 年建設省訓令第 1 号。以下「規程」という。）」を「国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 60 号。以下「国交省規則」という。）」に改める。

第 2 中「地方建設局」を「地方整備局」に、「規程第 36 条の 7 第 1 項」を「国交省規則第 39 条第 1 項」に改める。

第 3 中「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改める。

第 4 中「工事請負契約書（昭和 48 年 4 月 4 日付け建設省厚発第 100 号）」を「工事請負契約書（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）」に改める。

第 6 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

第 14 中「第 19 条第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改める。

別記様式第 1、別記様式第 2 (A)、別記様式第 2 (B)、別記様式第 2 (C) 及び別記様式第 3 中「印」を削る。

別記様式第 2 (A)、別記様式第 2 (B)、別記様式第 2 (C) 及び別記様式第 3 中「記名押印」を「記名」に改める。

(地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領の一部改正)

2 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（平成 11 年 4 月 1 日付け建設省厚契第 31 号）の一部を次のように改正する。

要領名を「地方整備局委託設計業務等調査検査事務処理要領」に改める。

第 1 中「地方建設局」を「地方整備局」に、「建設省所管会計事務取扱規程（昭和 35 年建設省訓令第 1 号。以下「規程」という。）」を「国土交通省所管会計事務取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 60 号。以下「国交省規則」という。）」に改める。

第 2 中「地方建設局」を「地方整備局」に、「規程第 36 条の 7 第 1 項」を「国交省規則第 39 条第 1 項」に改める。

第 6 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別記様式第 1 中「印」を削り、「第 14 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。

別記様式第 2 (A)、別記様式第 2 (B)、別記様式第 2 (C) 及び別記様式第 3 中「印」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。